





この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 附 則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四八号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

#### 附 則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

#### 省令第九二号

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
**第三条** この省令の施行の際現にある旧様式による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一

様式第2

株式会社	特定商工業者登録申請書
年 月 日	
提出依頼者（法定都内の員） 職	
商工公議会の名前及び住所	
会員の氏名	
商工公議会第7条第1項の規定により、下記のとおり特定商工業者の該当基準の上昇げの許可を受けたものであります。申請します。	
記	
1. 該当基準として求めようとする従業員の数又は資本金額若しくは払込出資額	
2. 主たる業務の所在する市町村の人口	
3. 該当基準の上昇げをいたぐる事由	
備考 用紙の大きさは、A4判等とする。	

様式第3

株式会社	商工業者登録申請書
年 月 日	
提出依頼者（法定都内の員） 職	
商工公議会の名前及び住所	
会員の氏名	
商工公議会第10条第1項の規定により、下記のとおり商工業者登録の作成の期間の延長を申請します。	
記	
1. 就業期間	
2. 支出金額又は販売額の額	
3. 初回の会員登録料	
備考 用紙の大きさは、A4判等とする。	

様式第4

株式会社	会員登録申請書
年 月 日	
提出依頼者（法定都内の員） 職	
商工公議会の名前及び住所	
会員の氏名	
商工公議会第12条第1項の規定により、下記のとおり会員登録の範囲につけ許可を受けたもので、新規登録を請求して申請します。	
記	
1. 就業会員の範囲	
2. 期一覧又は下記一覧の内	
3. 会員登録の場合は、就業会員及び特定商工業者の数	
(1) 不同一会員の合計については、就業会員、就業基準及び会員登録の会員登録料	
会員登録料	
会員登録料	会員登録料
(税)	(税)

備考  
 1. 実地負担額とは、特定商工業者が課課する会員登録料を特定商工業者の額で除して得た額をいいます。  
 2. 用紙の大きさは、A4判等とする。

様式第5  
商工公勧所設立認可申請書  
年 月 日  
経営者大蔵 様  
発起人の氏名又は名称  
商工公勧所法第46条第4項の規定により、下記の通り設立の認可を受けたいので、別紙書類を添えて申願します。  
記  
1. 名称  
2. 王たる事務所の所在地  
3. 設立  
備考  
1. 発起人の氏名又は名称及び住所は、発起人の全員について記載する。  
2. 用紙の大きさは、A4判号とする。

様式第6  
商工公勧所定款変更認可申請書  
年 月 日  
経営者大蔵 様  
商工公勧所の名称及び住所  
会員の氏名  
商工公勧所法第46条第4項の規定により、定款の変更の認可を受けてみたいので、別紙書類を添えて申願します。  
備考 用紙の大きさは、A4判号とする。

様式第6の2  
商工公勧所定款変更認可書  
年 月 日  
都道府県知事(指定都府県の長) 様  
商工公勧所の名称及び住所  
会員の氏名  
商工公勧所法第46条第4項の規定により、定款の変更にあつたので、別紙様式を添えて提出します。  
備考 用紙の大きさは、A4判号とする。

様式第7  
商工公勧所解散認可申請書  
年 月 日  
経営者大蔵 様  
商工公勧所の名称及び住所  
会員の氏名  
商工公勧所法第46条第4項の規定により、解散の認可を受けたいので、別紙書類を添えて申願します。  
備考 用紙の大きさは、A4判号とする。

様式第5	商工公議会合併許可申請書
	年　月　日
経済産業大臣 様	<p>合併後存続する商工公議会の名称及び 登記による商工公議会の会員名</p> <p>合併によって消滅する商工公議会の名称 及び住所による商工公議会の会員名</p> <p>商工公議会法第9条の2第2項の規定により、商工公議会の合併の許可を受けたいので 別途書類を提出せよと主張す。</p> <p>文書の大きさは、A4用紙10号とする。</p>

株式会社						
商工公認会合認可申請書						
年　月　日						
経営業大区　規						
合会について設立しようとする商工公認会 の名称及び住所						
合会について申請する商工公認会の名称 及び住所						
合会の代表者として申請する者(個人)の氏名 及び住所						
合会の代表者として申請する者(法人)の名称 及び住所						
名　称		住　所		氏　名	名　称	郵　便
商工公認会合認可申請書第6項の2箇欄の規定により、商工公認会の合併の認可を受けたもの 別紙範例を添えて記入して下さい。						
照考　専門的知識は、A類(専門)とです。						

様式第11	日本工農会議所認可申請書
	年　月　日
経営者名又は、期	発起人たる日本工農会議所の名称 及び住所 会員の名簿
曲工農会議所認可第2項において準用する法第26条第1項の規定により、下記の 会員の氏名を記入し、かつては別紙様式を添えて申請します。	
1 本部 2 王士元農業の本拠地 3 中国地方の農工農会議所の名前と住所は、発起人たる日本工農会議所につき て記入する。 4 国外の場合は、A4判に記入する。	

株式第12  
日本商工公證所変更登記申請書  
年月日  
経済産業大臣 聞  
日本商工公證所の名前及び  
住所  
会員の氏名  
商工公證所法第76条第2項において規定する同法第66条第3項の規定により、実体の変更  
の届けを行ひたので、新規書類を添えて申請します。  
備考 用紙の大きさは、A4判とします。

株式第13  
日本商工公證所変更登記申請書  
年月日  
経済産業大臣 聞  
日本商工公證所の名前及び  
住所  
会員の氏名  
商工公證所法第76条第2項において規定する同法第66条第3項の規定により、実体の変更  
の届けを行ひたので、新規書類を添えて申請します。  
備考 用紙の大きさは、A4判とします。

株式第14  
日本商工公證所財産移分方法認可申請書  
年月日  
経済産業大臣 聞  
日本商工公證所の名前及び  
住所  
会員の氏名  
商工公證所法第76条第2項において規定する同法第66条第3項の規定により、財產  
移分の方に「新規書類」を添付し、新規書類を添えて申請します。  
備考 用紙の大きさは、A4判とします。



商工公證所法第76条第2項  
監査及び氏名  
年月日  
年月日  
経済産業大臣(認定書類を提出する者)印  
備考  
1. 本申請書類は、この申請が適正かつ得当な実務を実現するため必要な用  
意において當該公證所は、この申請が適正かつ得当な実務を実現するための用  
意、新規書類等のため必要となることとする旨の規定によるものとし、新規  
書類の提出を要するものとし、新規書類を添付して申請することができる。  
2. 前項の規定による新規書類を添付する場合は、その半分を下部欄に添付し、且つ、  
新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に記載する。  
3. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
4. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
5. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
6. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
7. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
8. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
9. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
10. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
11. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
12. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
13. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
14. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
15. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
16. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
17. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
18. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
19. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
20. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
21. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
22. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
23. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
24. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
25. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
26. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
27. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
28. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
29. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
30. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
31. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
32. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
33. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
34. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
35. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
36. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
37. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
38. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
39. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。  
40. 新規書類の提出を要する場合は、新規書類の提出を要する旨の記載を下部欄に  
記載する。